

## 確認検査業務規程

### 第1章 総則

#### (適用範囲)

第1条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社東日本住宅評価センター（以下「センター」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務（以下「確認検査の業務」という。）の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。

#### (用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び補助員をいう。
- (3) 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- (4) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (5) 親会社等 法第77条の19第10号に規定する親会社等をいう。
- (6) 特定支配関係 令第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。
- (7) 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が建築確認を行うこととなる国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に係るもの並びに建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
  - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
  - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
  - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
  - ニ 昇降機の製造、供給及び流通業
- (8) 署名等 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「行政手続きオンライン化法」という。）第2条第1項4号に規定する署名等をいう。

- (9) 電磁的記録 行政手続きオンライン化法第2条第1項5号に規定する電磁的記録をいう。
- (10) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月20日国土交通省令第25号。以下、「主務省令」という。）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。
- (11) 電子証明書 主務省令第2条第2項第2号に規定する電子証明書をいう。
- (12) 電子情報処理組織 センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (13) 電子申請 行政手続きオンライン化法第3条に規定する申請等をいう。
- (14) タイムスタンプ 電磁的記録がある時刻において存在していたこと及びその時刻以降に当該電磁的記録が改ざんされていないことを証明できる機能を有する時刻証明情報をいう。
- (15) 支店等 確認検査の業務を行う支店・事務所をいう。
- (16) 建築主等 建築主、設置者及び築造主をいう。
- (17) 判定 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。
- (18) 書面等 紙による申請図書等をいう。
- (19) 認証型式部材等 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等をいう。

## 第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

### 第1節 方針・運営及び権限と責任

#### （確認検査の業務実施の基本方針）

第3条 センターは、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針告示」という。）、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。

- 2 代表取締役は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらを社内で共有する方法等について方針（以下「確認検査業務実施方針」という。）として定め、役員及び職員に周知する。

#### （確認検査業務管理体制の運営、責任と権限）

第4条 代表取締役は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則（以下「確認検査業務管理規則」という。）を定め、職員（非常勤職員を含む。）に周知し、実施させる。

- 2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- (1) 確認検査業務管理体制の見直し
  - (2) 苦情等事務処理
  - (3) 内部監査
  - (4) 不適格案件(建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したものをいい、法第6条の2第6項又は法第7条の6第4項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同じ。)の管理
  - (5) 再発防止措置
  - (6) 秘密の保持
- 3 代表取締役は、センターが行う確認検査の業務の品質保証を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。
  - 4 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は代表取締役とし、確認検査業務管理責任者が確認検査の業務に係る管理の責任と権限をもつ。

#### (確認検査業務管理体制の見直し)

- 第5条 代表取締役は、センターの確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、センター及びセンターの業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。
- 2 確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

#### (確認検査の業務の組織体制)

- 第6条 代表取締役は、確認検査の業務が公正かつ適確に行なわれることを確実にするため、申請建築物の規模や用途、確認検査の業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。
- 2 確認検査の業務は、他の業務（判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行う。
  - 3 確認検査員は、制限業種に従事し、又は制限業種を営む法人に所属してはならない。
  - 4 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正な行為のないようにしなければならない。
  - 5 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

## 第2節 確認検査の業務の手順

#### (確認検査の業務の手順)

- 第7条 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、代表取

締役は、確認検査の具体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項を含む確認検査業務実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定め、これに従い確認検査員等に確認検査の業務を実施させる。

- 2 マニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行なわれたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。
- 3 代表取締役は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるよう徹底する。

（建築基準関係規定の改正等に伴う措置）

第7条の2 確認検査業務管理責任者は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書（都市計画の決定及び変更の通知を含む。）を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、確認検査業務管理責任者は、自らの責任において、管下職員に前項の収集・保存及び職員への周知・徹底を行わせることができるものとする。

（判断するための根拠資料及び対応方法）

第7条の3 確認検査員は、建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するものとする。

（1）前条の文書

（2）建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料

（3）都市計画に関する状況等（道路種別含む。）について地方公共団体が公表している情報又は発行している資料

- 2 確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものとする。

（1）建築基準関係規定の解釈等についての法第77条の32第1項の特定行政庁への照会

（2）都市計画に関する状況等（道路種別含む。）についての地方公共団体への照会

### 第3節 確認検査の業務に関する書類の管理

（図書及び書類の持出しに係る報告）

第8条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。）第29条第1項に規定する図書及び書類（複写したものを含む。）を本店及び支店等の外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。

（確認検査の業務に関する書類の保存期間）

第8条の2 法第77条の29第2項に規定する確認検査の業務に関する書類（指定機関省令第29条第2項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から15年間保存する。

（申請書等の管理に係る別の定め）

第8条の3 代表取締役は、申請書等（前条の書類及び確認検査の業務の実施の過程で行われた申請者等との打合せ等に関する書類をいう。以下同じ。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）について別に定める。

（総括文書管理者の設置）

第8条の4 センターに、文書（帳簿及び申請書等をいう。次条において同じ。）の管理の総括責任者として、総括文書管理者1名を置く。

2 総括文書管理者は、第4条第3項に規定する確認検査業務管理責任者をもって充てる。

（文書管理者の設置）

第8条の5 総括文書管理者は、文書の管理の実施責任者として、文書管理者を指名する。

2 文書管理者は、本店及び支店等にそれぞれ1名を置く。

（申請書等管理簿の調製）

第8条の6 総括文書管理者は、申請書等を適切に保存するため、申請書等管理簿を調製し、文書管理者に記載させる。

2 前項の規定にかかわらず、文書管理者は、自らの責任において、管下職員に申請書等管理簿の記載を行わせることができるものとする。

3 申請書等管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

(1) 保存場所

(2) 保存期間の満了する日

## 第4節 要員及び服務

（確認検査員の選任）

第9条 代表取締役は、確認検査の業務を実施させるため、制限業種に従事する者（制限業種を営む法人に所属する者（過去2年間に所属していた者を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）以外の者から常時雇用職員である確認検査員を52名以上選任し、うち52名以上を専任（センターにおいてのみ業務に従事し、他の業を営んだり従事したりしていないことをいう。）とする。

2 前項の確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績に応じ、指

定機関省令第 16 条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

- 3 確認検査員等の数については、指定確認検査機関指定準則第 2 の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、代表取締役は、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、すみやかに、新たな確認検査員等（非常勤の確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

#### （確認検査員の解任）

第 10 条 代表取締役は、確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任する。

- （1）法第 77 条の 20 第 5 号の規定に適合しなくなったとき。
- （2）法第 77 条の 62 の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。
- （3）（2）のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。
- （4）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

#### （確認検査員等の配置）

- 第 11 条 確認検査員を、神奈川支店及び北関東支店に各 6 名以上、東京支店及び東北支店に各 5 名以上、埼玉支店及び東関東支店に各 4 名以上、東京西支店に 3 名以上、群馬事務所及び両毛事務所等に各 2 名以上、静岡支店、札幌事務所及び常総事務所に各 1 名以上配置する。
- 2 支店等の確認検査員が休暇を取る場合その他の事情により、確認検査の業務を実施できない場合にあっては、他の支店等又は本店の確認検査員が当該支店等又は本店において確認検査の業務を行う。
  - 3 代表取締役は、第 9 条第 4 項の規定に基づく処置を行った場合には、本店及び支店等がそれぞれその見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査の業務に従事する職員の配置を見直す。

#### （確認検査員等の身分証の携帯）

- 第 12 条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合において、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 2 前項の身分証の様式は、附属文書様式 A-01 による。

### 第 3 章 確認検査の業務の実施方法等

#### 第 1 節 一般

#### （確認検査の業務を行う時間及び休日）

- 第 13 条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前 9 時から午後 6 時までとする。
- 2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 8 月 12 日から 16 日まで及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 5 日までの日 (前号に掲げる日を除く。)

3 第 1 項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にセンターと申請者との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第 14 条 確認検査の業務の業務区域は、北海道のうち札幌市・小樽市・石狩市・北広島市・江別市・恵庭市・千歳市・苫小牧市・岩見沢市・登別市・南幌町(なんぼろちょう)・長沼町(ながぬまちょう)・栗山町(くりやまちょう)・余市町(よいちちょう)、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県全域とする。

2 確認検査を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

東京支店	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 23 番 15 号
東京西支店	東京都立川市曙町 2 丁目 17 番 5 号
神奈川支店	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 4 丁目 33 番 5 号
埼玉支店	埼玉県さいたま市北区宮原町 2 丁目 18 番 7 号
東関東支店	千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1 丁目 2 番 24 号
常総事務所	茨城県守谷市中央 4 丁目 13 番 17 号
北関東支店	栃木県宇都宮市東宿郷 2 丁目 2 番 1 号
群馬事務所	群馬県前橋市南町 3 丁目 9 番地 5
両毛事務所	群馬県太田市飯田町 1005 番地 2
静岡支店	静岡県静岡市葵区黒金町 59 番 7 号
東北支店	宮城県仙台市青葉区一番町 3 丁目 7 番 23 号
札幌事務所	北海道札幌市中央区北一条東 2 丁目 5 番 2 号

3 確認検査を行う支店を 8 箇所に設け、東関東支店に常総事務所を設け、北関東支店に群馬事務所・両毛事務所を設け、東北支店に札幌事務所を設け、業務区域を次のとおり定める。

東京支店	東京都特別区及び島しょ部
東京西支店	東京都(東京支店の業務区域を除く。)及び山梨県
神奈川支店	神奈川県
埼玉支店	埼玉県
東関東支店(常総事務所を含む。)	千葉県及び茨城県(北関東支店の業務区域を除く。)
北関東支店	栃木県(両毛事務所の業務区域を除く。)及び茨城県(坂東市、下妻市、古河市、結城市、筑西市、桜川市、八千代町(やちよまち)、五霞町(ごかまち)、境町(さかいまち))
群馬事務所	群馬県(両毛事務所の業務区域を除く。)

両毛事務所 群馬県（太田市、桐生市、館林市、大泉町(おおいずみまち)、邑楽町(おうらまち)、板倉町(いたくらまち)、千代田町(ちよだまち)、明和町(めいわまち)）及び栃木県（佐野市、足利市）

静岡支店 静岡県

東北支店 岩手県、宮城県、山形県及び福島県

札幌事務所 北海道（第1項に定める地域に限る。）

- 4 申請者が希望した場合においてセンターとの協議が整った場合及び緊急の場合においては、前項に定める区域を業務区域とする支店等とは別の支店等又は本店で行うことができるものとする。

（業務の範囲）

第15条 確認検査の業務を行う範囲は、以下の各号に掲げる建築物、建築設備及び工作物を対象とする法第6条の2に規定する確認、法第7条の4及び法第7条の2に規定する検査、及び法第7条の6に規定する仮使用の認定（法第87条の2及び法第88条の規定により法第7条の6の規定を準用し、仮使用認定を別途申請とする場合を除く。）とする。

（1）1棟当たりの床面積（増築の場合は増築後の床面積）の合計が5,000㎡以内（3,000㎡を超えるものは、認証型式部材等を有する建築物に限る。）、かつ、地上8階以下で高さ28m以下の建築物（地上5階以上の建築物は東京都及び神奈川県内のものに限る。）

（2）尿尿浄化槽、合併処理浄化槽及び令第146条第1項に掲げる建築設備（建築物に取り付けるものにあつては、（1）に掲げる建築物に取り付けるものに限る。）

（3）令第138条第1項及び第3項第2号に掲げる工作物（高さが20mを超えるものを除く。また、建築物に取り付けるものにあつては、（1）に掲げる建築物に取り付けるものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、センターは、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物等、第3号から第7号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、その確認検査の業務を行わない。

（1）代表取締役又は確認検査業務管理責任者

（2）前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）

（3）第1号に掲げる者の親族

（4）第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）

（5）第1号又は第3号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している企業、団体等

（6）センター又はセンターの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する者

（7）センターの役職員が社長の地位を占める企業、団体等（過去2年間に社長の地位を占めていた企業、団体等を含む。）

3 センターは、法 77 条の 20 第6号に定める指定構造計算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、確認をしてはならない。

- (1) センターの代表取締役又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関(過去2年間に所属していた指定構造計算適合性判定機関を含む。)
- (2) センターの代表取締役又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関(過去2年間に役員であった指定構造計算適合性判定機関を含む。)
- (3) センターの代表取締役若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の 100 分の5以上を有している指定構造計算適合性判定機関
- (4) 指定構造計算適合性判定機関の社長又は担当役員(過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。)がセンターに所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
- (5) 指定構造計算適合性判定機関の社長又は担当役員(過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。)の親族がセンターの役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
- (6) 指定構造計算適合性判定機関の社長若しくは担当役員又はこれらの者の親族がセンターの総株主又は総出資者の議決権の 100 分の5以上を有している場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
- (7) センターが総株主又は総出資者の議決権の 100 分の5以上を有している指定構造計算適合性判定機関
- (8) センターの総株主又は総出資者の議決権の 100 分の5以上を有している指定構造計算適合性判定機関
- (9) センターが特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関
- (10) センターの親会社等が特定支配関係(令第 136 条の2の 14 第1項第3号に該当する関係を除く。)を有する指定構造計算適合性判定機関

4 第 2 項及び第 3 項の場合に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が第 2 項及び第 3 項に掲げる者の一覧を作成し、職員が申請書等と照合する方法により行う。

5 確認の業務の範囲(法第 6 条の 3 第 1 項ただし書きの規定による審査を行うか否かを含む。)及び第 3 項の指定構造計算適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

(確認検査の業務の処理期間)

第 16 条 センターは、申請建築物の規模や用途に応じた標準的な確認検査の業務の処理期間を定め、提示する。

## 第 2 節 確認

(確認の申請、受付、引受及び契約)

第 17 条 申請者は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）

第 3 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定により準用される第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて、確認の申請（申請を前提に行う事前審査申込を含む。）を行うものとする。

（1）次の通知書の写し（該当する場合に限る。）

イ 施行規則第 10 条の 4 に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書 2 部

ロ 施行規則第 10 条の 4 の 2 に規定する認定関係規定並びに法第 86 条第 1 項又は第 2 項及び法第 86 条の 2 第 1 項の規定による特定行政庁の認定通知書 2 部

ハ 法第 86 条の 5 第 2 項の規定による特定行政庁の認定取消通知書 2 部

（2）法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し（該当する場合に限る） 2 部

（3）地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等 1 部

（4）施行規則第 1 条の 3 第 7 項に規定する特定行政庁が規則で定める書類

2 前項の申請（施行規則第 11 条の 3 第 3 項に定める提出に限る。）は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが認めた場合は、センターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）にて行うことができる。

3 センターは、第 1 項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

（1）申請のあった建築物等が第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に合致する建築物等であること。

（2）当該建築物等が法第 6 条第 3 項各号に該当しないものであること。

（3）提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

（4）申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。

（5）第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当するものでないこと。

4 前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を申請者に返却する。

5 第 3 項により申請を引き受けた場合には、センターは、申請者に引受通知を行う。この場合、申請者とセンターは別に定める「確認検査業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとす。

6 申請者が、正当な理由なく、引受通知に示す額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第 3 項の引受けを取り消すことができる。

7 センターは、前 6 項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認業務を引き受けない。

8 センターは、第 5 項に規定する引受通知を、あらかじめ申請者と協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第 18 条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 申請者は、センターの請求があるときは、センターの確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
- (2) 申請者は、申請に係る計画に関しセンターがなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加説明書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 確認が判定を要する建築物等に係るものである場合であって、法第6条の3第5項に規定する通知書の交付を受けたときは、センターは当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる旨の規定
- (4) センターは、センターの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、申請者に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定

2 電子申請を実施する場合においては、第 17 条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 確認済証又は適合しない旨の通知書の交付時における副本の交付方法、及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
- (2) センターが電子署名を付して交付する電磁的記録の電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定
- (3) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の業務の開始に関する規定
- (4) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

(確認の実施)

第 19 条 センターは、確認申請を引き受けたときは、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させる。

2 確認検査員等は、次の第 1 号から第 4 号までに掲げる者が建築主等である建築物等、第 1 号から第 5 号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等又は判定を行う建築物等その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、確認の業務を行わない。

- (1) 当該確認検査員等
- (2) 第 1 号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- (3) 当該確認検査員等の親族
- (4) 第 3 号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去 2 年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- (5) 第 1 号又は第 3 号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の 100 分の 5 以上を有している企業、団体等

3 確認検査員は、指針告示及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、第 1 項の審査を行う。

この場合、必要に応じ、申請者等に説明等を求めることとする。

4 センターは、法第 6 条の 3 第 7 項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第 3 条の 12 に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによることとする。

（1）都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下「都道府県知事等」という。）から施行規則第 3 条の 8（施行規則第 3 条の 10 又は第 8 条の 2 第 8 項において準用する場合を含む。次項第 1 号において同じ。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、当該事項に対する回答を行う。

（2）申請に係る建築物の計画について都道府県知事等が指針告示別表（に）欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第 1 条の 4（施行規則第 3 条の 3 第 1 項又は第 8 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該計画について判定の申請を受けた都道府県知事等に対して、当該事項の内容を通知する。

5 センターは、適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによることとする。

（1）都道府県知事等から施行規則第 3 条の 8 の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査する。

（2）申請に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した都道府県知事等に照会をする。

6 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、確認を行わない。

7 申請図書等の不備、記載事項に不明確な点がある場合にあっては、指針告示第一第 5 項第三号イ又はロによる書面（附属文書様式 A-09 による申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面）を交付する。

8 センターは、前項に規定する申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面を、あらかじめ申請者と協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

（消防長等の同意等）

第 20 条 センターは、法第 93 条第 1 項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、附属文書様式 A-04 に、申請者から提出された書類及び図書を添えて行う。

2 センターは、法第 93 条第 4 項の規定に基づき、消防長等に対して通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく附属文書様式 A-05 に、建築計画概要書（施行規則別記第 3 号様式）を添えて行う。

（保健所通知）

第 21 条 センターは、法第 93 条第 5 項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく附属文書様式 A-06 により行う。

(同意又は通知の特例)

第 21 条の 2 前 2 条の規定によらない場合には、センターは事前に消防長等又は保健所長と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(確認済証の交付等)

第 22 条 センターは、申請者に対し、第 19 条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては確認済証(施行規則別記第 15 号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあつては適合しない旨の通知書(施行規則別記第 15 号の 2 様式)を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて法第 6 条の 2 第 4 項に規定する正当な理由があるとき(第 19 条第 4 項及び第 5 項における都道府県知事等からの適切な回答がない場合を含む。)にあつては適合するかどうかを決定できない旨の通知書(期限の記載のないものに限る。施行規則別記第 15 の 3 様式)をそれぞれ交付する。

- 2 前項に規定する確認済証、適合しない旨の通知書又は適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したものの 1 部を添えて行う。
- 3 前項の図書の交付は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが認めた場合は、センターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等にて行うことができる。

(追加説明書の提出)

第 22 条の 2 確認審査時に、申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面(附属文書様式 A-09)により、センターから追加説明書の提出を求められた場合は、申請者は確認申請書と同部数を提出するものとする。

- 2 前項に基づき、申請者からセンターに対し提出された追加説明書を申請書等の一部として審査した結果、建築基準関係規定に適合すると認める場合は、確認済証を交付する。認められない場合は、適合しない旨の通知書を交付する。

(確認済証交付証明の交付)

第 22 条の 3 センターは、申請者又はその承継人がセンターの交付した確認済証を紛失又は滅失し、確認済証交付証明申込書(附属文書様式 B-02)により申し込んだ場合は、第 22 条による確認済証の交付後 10 年間に限り、本人確認を行った上で、確認済証交付証明書(附属文書様式 A-07)を交付することができる。

(確認の申請の取下げ及び工事の取止め)

第 23 条 申請者は、申請者の都合により確認済証、適合しない旨の通知書又は適合するかどうかを決定できない旨の通知書(期限の記載のないものに限る。)の交付前に確認の申請を取下げる場合は、その旨を記載した取下げ届(附属文書様式 B-03)をセンターに 2 部提出する。

- 2 センターは、前項の届があつたときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を申請者に返却す

る。

- 3 申請者は、確認済証の交付を受けた後に、当該工事を取止めようとするときは、工事取止め届（附属文書様式 B-04）に確認済証（原本に限る。）を添えて、センターへ2部提出する。この場合において、センターは、確認済証を確認し、すみやかに申請者に返却する。

（確認を受けた計画の変更の申請）

第 24 条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更（施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更を除く。）され、センターに当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、施行規則第 1 条の 3 第 8 項の規定によるほか、第 17 条から前条までの規定を準用する。

- 2 確認済証の交付を受けた建築物等の計画内容に対して継続性の認められない計画の変更は、計画変更確認申請の対象として扱わない。

（建築主等の変更等）

第 24 条の 2 申請者は、センターから確認等を受けた建築物等で、その工事完了前に建築主等を変更する場合は、確認済証を添えて工事の完了前に建築主等変更届（附属文書様式 B-06）をセンターへ提出する。この場合において、センターは、確認済証を確認し、速やかに申請者に返却する。

- 2 申請者は、センターに確認申請（計画変更に係るものを含む。）を行った建築物等で、その確認済証等交付前に建築主等を変更する場合は、変更後の委任状を添えて建築主等変更届（附属文書様式 B-06）をセンターへ提出する。
- 3 申請者は、確認申請書提出時に工事監理者を定めていないときは工事に着手する前に、工事監理者届（附属文書様式 B-07）をセンターへ提出する。
- 4 申請者は、確認申請書提出時に工事施工者を定めていないときは工事に着手する前に、工事施工者届（附属文書様式 B-08）をセンターへ提出する。

（確認の記録）

第 25 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する申請者等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

### 第 3 節 中間検査

（中間検査申請の引受及び契約）

第 26 条 申請者は、施行規則第 4 条の 8 の規定による中間検査申請書に次に掲げる書類を添えて、特定行政庁が指定した特定工程に係る工事の終了予定日の原則として 5 日前までに、中間検査の申請を行うものとする。

- （1）申請に係る工事中の建築物等の計画に係る確認（確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確

- 認を受けた場合にあっては当該確認。第32条（完了検査の申請）において同じ。）に要した図書 1部
- (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し 1部
- (3) 当該工事中の建築物等に軽微な変更がある場合は、軽微な変更説明書（当該軽微な変更に係る図書を含む。） 1部
- (4) 施行規則第4条の8第1項第四号に規定する特定行政庁が規則で定める書類
- 2 前項の申請（施行規則第11条の3第3項に定める提出に限る。）は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。
- 3 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、申請者は、前項第1号に規定する図書の提出を要しない。
- 4 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、申請者は、第1項第2号に規定する図書の提出を要しない。
- 5 当該工事中の建築物等の軽微変更報告書をセンターに提出したことがある場合でその後軽微な変更がない場合は、申請者は、第1項第3号に規定する図書の提出を要しない。
- 6 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
- (1) 申請のあった工事中の建築物等が第14条第1項及び第15条第1項に合致する建築物等であること。
- (2) 当該工事中の建築物等が法第6条第3項第1号に該当しないものであること。
- (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (4) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 7 センターは、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を申請者に返却する。
- 8 第6項により申請を引き受けた場合には、センターは、申請者に中間検査引受証（施行規則別記第29号様式）を交付する。この場合、申請者とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとす
- る。
- 9 申請者が、正当な理由なく、中間検査引受証に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第5項の引受けを取り消すことができる。
- 10 センターは、前9項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第27条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 申請者は、センターが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定

(2) 申請者は、センターの請求があるときは、センターの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

2 電子申請を実施する場合においては、第 26 条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

(1) 中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定

(2) 第 18 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定

#### (中間検査の実施)

第 28 条 センターは、中間検査を引き受けたときは、検査の対象となる工事が終了した日から 4 日以内のあらかじめ定めた中間検査予定日（センター又は申請者の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

2 確認検査員等は、第 19 条第 2 項各号に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、中間検査の業務を行わない。

3 確認検査員は、指針告示及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第 1 項の検査を行う。この場合、必要に応じ、申請者等に説明等を求める。

4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。

#### (中間検査の結果)

第 29 条 センターは、申請者に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたとときにあっては中間検査合格証（施行規則別記第 31 号様式）を、次のいずれかに該当するときにあっては中間検査合格証を交付できない旨の通知書（施行規則別記第 30 号の 2 様式）をそれぞれ交付する。

イ 建築基準関係規定に適合しないことを認めたと

ロ 軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が確認に要した図書及び書類のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他当該申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないとき

2 前項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第 26 条第 1 項第 1 号に規定する書類のうち提出があったもの 1 部を添えて行う。

3 前項の図書の交付は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等にて行うことができる。

(中間検査の申請の取下げ)

第 30 条 申請者は、申請者の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取下げの場合は、その旨を記載した取下げ届（附属文書様式 B-09）をセンターに 2 部提出する。

2 センターは、前項の届があったときは、中間検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を申請者に返却する。

(中間検査の記録)

第 31 条 確認検査員等は、当該工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する申請者等の回答、措置等を記録するものとする。

#### 第 4 節 完了検査

(完了検査申請の引受及び契約)

第 32 条 申請者は、施行規則第 4 条の規定による完了検査申請書に次に掲げる書類を添えて、当該工事の完了予定日の原則として 5 日前までに、完了検査の申請を行うものとする。

(1) 申請に係る建築物等の計画に係る確認に要した図書 1 部

(2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し 1 部

(3) 当該建築物等に軽微な変更がある場合は、軽微な変更説明書（当該軽微な変更に係る図書を含む。） 1 部

(4) 施行規則第 4 条第 1 項第五号に規定する特定行政庁が規則で定める書類

2 前項の申請（施行規則第 11 条の 3 第 3 項に定める提出に限る。）は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

3 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、申請者は、前項第 1 号に規定する図書の提出を要しない。

4 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、申請者は、第 1 項第 2 号に規定する図書の提出を要しない。

5 当該工事中の建築物等の軽微変更報告書をセンターに提出したことがある場合でその後軽微な変更がない場合は、申請者は、第 1 項第 3 号に規定する図書の提出を要しない。

6 センターは、第 1 項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

(1) 当該建築物等が第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に合致する建築物等であること。

(2) 当該建築物等が法第 6 条第 3 項第 1 号に該当しないものであること。

(3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(4) 第 15 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。

7 センターは、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余

地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を申請者に返却する。

- 8 第 6 項により申請を引き受けた場合には、センターは、申請者に完了検査引受証（施行規則別記第 22 号様式）を交付する。この場合、申請者とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとす  
る。
- 9 申請者が、正当な理由なく、完了検査引受証に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日  
までに支払わない場合には、センターは第 5 項の引受けを取り消すことができる。
- 10 センターは、前 9 項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が  
見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査  
の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第 33 条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 申請者は、センターが完了検査業務を行う際に、当該建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立  
ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 申請者は、センターの請求があるときは、センターの完了検査業務遂行に必要な範囲内において、  
申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規  
定
- 2 電子申請を実施する場合においては、第 32 条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項  
を盛り込むこととする。
  - (1) 検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはセン  
ターと別途協議できる旨の規定
  - (2) 第 18 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定

（完了検査の実施）

第 34 条 センターは、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引受けを行った日  
のいずれか遅い日から 7 日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日（センター又は申請者の都合により、  
完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建  
築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第 19 条第 2 項各号に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、  
施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、完了検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、指針告示及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸  
法の計測等により、第 1 項の検査を行う。この場合、必要に応じ、申請者等に説明、作動試験の実施等  
を求めることとする。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、  
完了検査を行わない。

(完了検査の結果)

第 35 条 センターは、申請者に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたとときあつては検査済証(施行規則別記第 24 号様式)を、建築基準関係規定に適合すると認められないとき又はセンターの指定する期限内に追加説明書の提出がないなど正当な理由があるときあつては検査済証を交付できない旨の通知書(期限の記載のないものに限る。施行規則別記第 23 号の 2 様式)を、それぞれ交付する。

- 2 第 1 項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第 32 条第 1 項第 1 号に規定する書類のうち提出があつたもの 1 部を添えて行う。
- 3 前項の図書の交付は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが認めた場合は、センターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等にて行うことができる。

(完了検査追加説明書の提出)

第 35 条の 2 完了検査時に、検査済証を交付できない旨の通知書(期限の記載のあるものに限る。施行規則別記第 23 号の 2 様式)により、センターから完了検査追加説明書(附属文書様式 B-10)の提出を求められた場合は、申請者は以下の要領で提出するものとする。

- (1) 完了検査追加説明書の提出部数は 2 部とする。
  - (2) 完了検査追加説明書の内容に対応する建築計画概要書を添付する。
  - (3) 新たな許可又は認可が必要な場合は、申請者が当該許可書又は認可書の写しを添付する。
- 2 前項に基づき、申請者からセンターに対し完了検査追加説明書が提出された場合は、センターは以下のように扱う。
- (1) 完了検査追加説明書の内容が、確認済証の交付を受けた建築物等の計画内容に対して継続性があると認める場合は、審査・検査を行う。継続性があると認められない場合は、検査済証を交付できない旨の通知書を交付する。
  - (2) 審査・検査の結果、建築基準関係規定に適合すると認める場合は、検査済証を交付する。適合すると認められない場合は、検査済証を交付できない旨の通知書を交付する。
  - (3) 検査済証を交付した旨を特定行政庁に報告する場合は、前項第 2 号の図書を添付する。
- 3 センターは、第 1 項に規定する完了検査追加説明書の提出又は不備の補正等を求める検査済証を交付できない旨の通知書(期限の記載のあるものに限る。施行規則別記第 23 号の 2 様式)を、あらかじめ申請者と協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

(検査済証交付証明の交付)

第 35 条の 3 センターは、申請者又はその承継人がセンターの交付した検査済証を紛失又は滅失し、検査済証交付証明申込書(附属文書様式 B-11)により申し込んだ場合は、第 35 条第 1 項による検査済証の交付後 10 年間に限り、本人確認を行った上で、検査済証交付証明書(附属文書様式 A-08)を交付することができる。

(完了検査の申請の取下げ)

第 36 条 申請者は、申請者の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書（期限の記載のないものに限る。）の交付前に完了検査の申請を取下げの場合は、その旨を記載した取下げ届（附属文書様式 B-12）を 2 部センターに提出する。

2 センターは、前項の届があったときは、完了検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を申請者に返却する。

(完了検査の記録)

第 37 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する申請者等の回答、措置等を記録するものとする。

## 第 5 節 仮使用認定

(仮使用認定申請)

第 38 条 申請者は、仮使用認定の申請に際し、施行規則第 4 条の 16 第 2 項の規定による仮使用認定の申請書に次に掲げる書類を添えてセンターに提出する。

(1) 申請に係る建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類

(2) 施行規則第 4 条の 16 第 1 項の表 (い) 項及び (は) 項に掲げる図書その他の仮使用の認定をするために必要な図書及び書類として平成 27 年国土交通省告示第 247 号（以下「基準告示」という。）第 2 に規定する図書及び書類

(3) 令第 147 条の 2 に規定する建築物に係る仮使用をする場合は、(は) 項に掲げる図書に代えて施行規則第 11 条の 2 第 1 項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書

2 当該建築物の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、申請者は、センターが当該図書及び書類を有していないことその他の理由により提出を求める場合を除き、前項第 1 号に規定する図書の提出を要しない。

3 第 1 項の申請は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

(仮使用認定申請の引受及び契約)

第 39 条 センターは、前条の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

(1) 申請のあった建築物が対象建築物であること。

(2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(3) 第 15 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。

2 センターは、前項の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書を申請者に返却する。

- 3 第1項により申請を引き受けた場合には、センターは、申請者に引受通知を行う。この場合、申請者とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 4 申請者が、正当な理由なく、引受通知に定める額の手料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第1項の引受けを取り消すことができる。
- 5 センターは、前4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第40条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 申請者は、センターが仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物、建築物の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 申請者は、センターの請求があるときは、センターの仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

(仮使用認定の実施)

第41条 センターは、仮使用認定の申請を引き受けたのち速やかに、申請に係る計画が基準告示第1に定める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定日（センター又は申請者の都合により、仮使用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物が基準告示第1に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第19条第2項に掲げる者が建築主である建築物、または制限業種に係る業務を行う建築物について、仮使用認定の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、マニュアルに基づき、仮使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める申請者の説明等をもって第1項の審査を行い、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。

(消防長等への照会)

第42条 センターは、前条第1項の審査又は検査の際、基準告示第1に定める基準のうち消防法第9条、第9条の2、第15条及び第17条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、附属文書様式A-10に、申請者から提出された書類及び図書を添えて行う。

(仮使用認定の結果)

第 43 条 センターは、申請者に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物が、基準告示第 1 に定める基準に適合することを認めたとときあつては仮使用認定通知書（施行規則別記第 35 号の 3 様式）を、基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認めるときあつては基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書（附属文書様式 A-11）を、それぞれ交付する。

- 2 第 1 項に規定する仮使用認定通知書又は基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付は、第 38 条第 1 項に規定する書類のうち提出があつたもの 1 部を添えて行う。
- 3 前項の図書の交付は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等にて行うことができる。

（特定行政庁への仮使用認定報告書の提出）

第 44 条 センターは、法第 7 条の 6 第 3 項の規定に基づき、特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、施行規則別記第 35 号の 4 様式により行う。

（仮使用認定の申請の取下げ）

第 45 条 申請者は、申請者の都合により、仮使用認定通知書又は基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定の申請を取下げるときは、その旨を記載した取下げ届（附属文書様式 B-13）をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項の届出があつたときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を申請者に返却する。

（仮使用認定の記録）

第 46 条 確認検査員等は、申請のあつた建築物の仮使用認定における基準告示第 1 に定める基準ごとの適否、仮使用認定業務の実施にあたり行つた指示、指摘、これらに対する申請者等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

## 第 4 章 確認検査手数料等

（確認検査手数料の設定）

第 47 条 センターは、確認検査の業務の実施にかかる手数料を確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に定める。

- 2 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその理由、適用時期について、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により事前に公表を行う。

（確認検査手数料の収納）

第 48 条 申請者は、確認検査手数料を銀行振込みにより納入するものとする。ただし、緊急を要する場合

には別の収納方法によることができる。

- 2 前項の払込に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 センターと申請者は、協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。
- 4 センターは、類似する建築物の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定等確認検査の業務が効率的に実施できる場合等にあつては、実費その他の状況を勘案して確認検査手数料を減額することができるものとする。

(確認検査手数料の返還)

第 49 条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合その他手数料規程に定める場合には、申請者に返還する。

## 第 5 章 確認検査の業務の監視、改善方法

(苦情等の事務処理)

第 50 条 センターは、確認検査の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。

- 2 センターは、法第 94 条第 1 項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。
- 3 前 2 項の苦情、審査請求及びこれらに対してセンターがとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

(内部監査)

第 51 条 代表取締役は、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年 1 回、監査室に指示し内部監査を実施する。

- 2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。
  - (1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針告示、その他関係法令への適合状況
  - (2) この規程への適合状況
  - (3) 第 3 条第 2 項に規定する確認検査業務実施方針への適合状況
  - (4) 確認検査業務管理体制の状況
  - (5) この規程の内容の見直しの必要性
- 3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。当該責任者又は監査室はとられた処置の検証及び検証結果について代表取締役及び確認検査業務管理責任者に報告するものとする。

(不適格案件の管理)

第 52 条 センターは、不適格案件が発生した場合は適切な処理を確実に実施する。

- 2 センターは、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付した後に不適合案件であることが確認されたときは、速やかに申請者、国土交通大臣等及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。
- 3 前項に規定する不適合案件の確認に当たっては、必要に応じて、特定行政庁からの意見を聴取する。
- 4 確認検査業務管理責任者は、不適合案件について、案件の概要、不適合の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。
- 5 前項の規定にかかわらず、確認検査業務管理責任者は、自らの責任において、管下職員に前項の記録を行わせることができるものとする。

#### (再発防止措置)

第 53 条 確認検査業務管理責任者は、不適合案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適合案件の再発防止等のため、不適合案件発生の原因を除去するための処置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適合案件の影響に見合ったものとする。

- 2 確認検査業務管理責任者は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。
  - (1) 不適合案件の内容確認
  - (2) 不適合案件発生の原因の特定
  - (3) 不適合案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
  - (4) 必要な措置の決定及び実施
  - (5) 実施した処置の結果の記録
  - (6) 是正処置において実施した活動の評価

## 第 6 章 電子申請の実施に関し必要な事項

#### (電子申請による申請等)

第 54 条 次に掲げる申請については、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子申請にて行うことができる。

- (1) 第 17 条第 1 項の確認の申請
  - (2) 第 26 条第 1 項の中間検査の申請
  - (3) 第 32 条第 1 項の完了検査の申請
  - (4) 第 38 条第 1 項の仮使用の認定の申請
- 2 前項の申請を行うことのできる建築物等は、次に掲げる建築物等とする。（一の申請において複数の建築物等の申請を行う場合は、すべての建築物等が以下のいずれかに該当する場合に限る。）
- (1) 法第 6 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物
  - (2) 認証型式部材等を有する建築物

- (3) 令第 138 条第 1 項及び第 3 項第 2 号に掲げる工作物（高さが 5 m を超える擁壁を除く。）
  - (4) 令第 146 条第 1 項に掲げる建築設備であって、認証型式部材等であるもの
- 3 第 1 項の規定により電子申請が行われた場合において、センターは、次の事項に限り、あらかじめ申請者と協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。ただし、確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書については、電子申請がなされた場合であっても、書面で交付する。
- (1) 第 17 条第 5 項の引受通知
  - (2) 第 26 条第 7 項の中間検査引受証及び第 32 条第 7 項の完了検査引受証の交付
  - (3) 第 22 条第 1 項の施行規則別記第 15 号の 2 様式による通知書及び施行規則別記第 15 号の 3 様式による通知書の交付
  - (4) 第 29 条第 1 項の中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付
  - (5) 第 35 条第 1 項の検査済証を交付できない旨の通知書の交付
  - (6) 第 22 条第 2 項、第 29 条第 2 項及び第 35 条第 2 項における申請書の副本の添付
- 4 第 1 項第 1 号の規定により電子申請が行われた場合において、第 20 条第 1 項の消防長等の同意を求めるときは、センターは、申請者から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめセンターと消防長等が協議した上で、電子情報処理組織にて行うことができる場合には、この限りではない。
- 5 第 1 項第 1 号の規定により電子申請が行われた場合において、第 20 条第 2 項の消防長等に対して行う通知を行う場合は、センターは、あらかじめ消防長等と協議した上で、電子情報処理組織にて当該通知を行うことができる。
- 6 第 1 項の規定により行われた同項第 1 号から第 3 号の電子申請に対して、それぞれ第 17 条第 4 項、第 26 条第 6 項、第 32 条第 6 項及び第 39 条第 2 項の規定により引き受けできない場合において、センターは、申請者から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。
- 7 第 1 項の規定により行われた同項第 1 号から第 4 号の電子申請に対して、それぞれ第 23 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 45 条第 1 項の取下げ届を提出する場合は、申請者は、あらかじめセンターと協議した上でセンターの指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。この場合において、センターは、申請者から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞれ第 23 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 36 条第 2 項及び第 45 条第 2 項に規定する返却に代えることができる。
- 8 第 1 項、第 3 項から第 5 項及び第 7 項の場合において、法令等の規定により署名等をするものについては、電子署名（当該電子署名を行った日に有効であることが検証できるものに限る。以下同じ。）をもって当該署名等に代えることができる。
- 9 前項の規定により電子署名を行う場合は、当該電子署名をされた電磁的記録とともに、当該電子署名に係る電子証明書を送信しなければならない。
- 10 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計

算機に備えられたファイルへ記録がされた時にセンターに到達したものとみなす。

- 11 申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24 時間 365 日とする。ただし、センターの使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。
- 12 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面等で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。
- 13 電子申請において申請図書等の一部を書面等で提出する場合は、センターは申請者に対し申請前に識別番号を付与するとともに、識別番号により書面等の部分と電磁的記録の部分为一体の申請図書等として適切に管理し、審査等を行う。

(電子情報処理組織による業務の実施)

第 55 条 センターは、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。

(電子署名及び電子証明書)

第 56 条 第 54 条第 9 項に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
  - (2) 電子証明に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 3 条第 1 項に規定する電子証明書
  - (3) 国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(国土交通省告示第 240 号)第 3 条第 1 号に規定する電子証明書
- 2 センターは、前項に定める電子証明書の仕様、取得方法及び使用方法並びに電子申請に係るその他必要事項を別に定めるものとし、これをあらかじめ申請者に周知するものとする。
  - 3 センターは、第 54 条第 1 項第 1 号から第 4 号により申請された電磁的記録を第 8 条の 3 に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第 22 条第 1 項による確認済証、第 29 条第 1 項の中間検査合格証、第 35 条第 1 項による検査済証及び第 43 条第 1 項による仮使用認定通知書を交付した日と同じ状態にあることを第 8 条の 3 に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。
  - 4 前項の規定により保存される電磁的記録に、第 54 条第 8 項に基づく電子署名(複数の者による電子署名が行われている電磁的記録にあつては当該それぞれの電子署名。以下本条において同じ。)が行われている場合においては、センターは、当該電子署名の行われた日が特定できるための措置を講じなければならない。
  - 5 第 3 項の規定に基づき、第 4 項に規定された電子署名が行われている電磁的記録を保存する場合には、センターは電子署名を行った日時が特定でき、次に掲げる情報を当該電子署名に係る電子証明書の有効期限内かつ失効していないうちに取得した上で、取得したこれらの情報にタイムスタンプを付して、情報を取得した日時及び変更がされていないことを確認することができる状態で当該情報を保存するものとし、こ

れにより、当該電子署名が当該電子署名を行った時と同じ状態にあることを第8条の3に定める保存期間を通じて確認することができるようにする。

(1) 電子署名に係る電子証明書

(2) 電子署名に係る電子証明書の認証パスに存在する認証局の電子証明書

(3) 電子証明書の失効情報（電子署名を行った時に電子証明書が有効であったことを示す情報）

6 センターは、第8条の3に定める保存期間内に、前項の規定により行われたタイムスタンプの有効期限が切れる場合においては、同項の規定によりタイムスタンプを付与された情報に対して、当該タイムスタンプの有効期限が切れる前に新たなタイムスタンプを付与し、当該タイムスタンプを付与された情報を取得した日時及び変更がされていないことを確認することができる状態で当該新たなタイムスタンプを付された情報を保存するものとする。

7 前2項に定めるタイムスタンプは一般財団法人日本データ通信協会が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該電磁的記録の保存期間を通じ、当該時刻認証業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(2) 電子署名を付された電磁的記録のすべてに前2項に規定するとおり適切にタイムスタンプが付与されていることを確認するため、当該電磁的記録の保存期間中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

8 センターは、第54条第1項の電子申請により電子署名が付された電磁的記録を受領した場合においては、当該電子署名等が以下の要件を満たすことについて確認を行う。

(1) センターが第2項に定める電子証明書が利用されていること。

(2) 当該電子署名を行った日が、当該電子署名に係る電子証明書の有効期間内であること。

(3) 当該電子署名が、電子証明書の有効期間内において、利用者から電子証明書の失効の請求があったものでないこと。

(4) 電磁的記録が電子署名後に変更されていないこと。

(確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め)

第57条 センターは、第54条第1項による電子申請を行わせる場合、第8条の2に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。

(電子情報管理者の設置)

第58条 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者1名を置く。

(情報セキュリティ責任者の設置)

第59条 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者1名を置く。

## 第7章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

### (書類の備置(びち)及び閲覧)

第60条 センターは、法第77条の29の2の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため、事務所ごとに閲覧場所を指定するとともに、必要な設備及び体制を整備する。

- 2 閲覧させる書類は、法第77条の29の2各号に掲げるものとする。
- 3 代表取締役は、前2項に定めるもののほか、第1項の閲覧に関する事項を別に定め、確認検査の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公開する。

### (事前相談)

第61条 センターに確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定を申請しようとする申請者は、申請に先立ち、センターに事前に相談をすることができる。

### (電子情報処理組織に係る情報の保護)

第62条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、ISO/IEC 27001に定める情報セキュリティマネジメントシステム体制を構築する等厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。

### (秘密の保持)

第63条 センターの役員及びその職員並びにこれらの者であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

### (帳簿及び図書の保存)

第64条 帳簿及び申請書等の保存にあたっては、確認検査の業務に関して知り得た個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずる。

### (図書が円滑に引渡しされるための措置)

第65条 センターは、確認検査の業務の全部を廃止しようとするときは、法第77条の34第1項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 指定機関省令第31条第1項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
- (2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。
- (3) (1)に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。
- (4) (1)に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに(2)の分類及び保存が完了した

ことを国土交通大臣等に報告する。なお、紛失があった場合は国土交通大臣等の指示に従い、書類の回復に代わる措置(建築主等からの副本の借り受け及び複写等)を講じること。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、指定機関省令第31条第1項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

## 附則

(イ) この規程は平成12年(2000年)10月20日から施行する。

- (ロ) 改定 平成13年(2001年)11月1日  
(ハ) 改定 平成14年(2002年)4月1日  
(ニ) 改定 平成14年(2002年)7月5日  
(ホ) 改定 平成15年(2003年)4月7日  
(ヘ) 改定 平成15年(2003年)5月1日  
(ト) 改定 平成16年(2004年)4月1日  
(チ) 改定 平成17年(2005年)2月1日  
(リ) 改定 平成17年(2005年)4月1日  
(ヌ) 改定 平成17年(2005年)10月1日  
(ル) 改定 平成18年(2006年)4月1日  
(ヲ) 改定 平成19年(2007年)1月15日  
(ワ) 改定 平成19年(2007年)7月2日  
(カ) 改定 平成20年(2008年)2月12日  
(ヨ) 改定 平成20年(2008年)3月1日  
(タ) 改定 平成20年(2008年)3月31日  
(レ) 改定 平成20年(2008年)5月29日  
(ソ) 改定 平成20年(2008年)6月20日  
(ツ) 改定 平成20年(2008年)7月1日  
(ネ) 改定 平成20年(2008年)9月29日  
(ナ) 改定 平成21年(2009年)4月1日  
(ラ) 改定 平成22年(2010年)1月20日  
(ム) 改定 平成22年(2010年)4月1日  
(ウ) 改定 平成22年(2010年)6月14日  
(キ) 改定 平成22年(2010年)11月5日  
(ノ) 改定 平成23年(2011年)2月14日  
(オ) 改定 平成24年(2012年)4月1日  
(ク) 改定 平成24年(2012年)12月1日  
(ヤ) 改定 平成25年(2013年)4月19日

- (マ) 改定 平成 25 年(2013 年)10 月 15 日
- (ケ) 改定 平成 26 年(2014 年)11 月 1 日
- (フ) 改定 平成 27 年(2015 年)4 月 1 日
- (コ) 改定 平成 27 年(2015 年)6 月 1 日
- (エ) 改定 平成 27 年(2015 年)9 月 10 日
- (テ) 改定 平成 28 年(2016 年)1 月 1 日
- (ア) 改定 平成 28 年(2016 年)6 月 20 日
- (サ) 改定 平成 29 年(2017 年)1 月 1 日

附属文書

この規程の各条文で定める様式は、以下の表に掲げるものとする。

(A) センターが作成又は交付するもの

関係条文	様式の名称	様式番号
第 12 条第 2 項	確認検査員証及び補助員証	様式 A-01
第 19 条第 7 項、 第 22 条の 2 第 1 項	申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面	様式 A-09
第 20 条第 1 項	建築基準法第 93 条第 1 項の規定による消防同意依頼書	様式 A-04
第 20 条第 2 項	消防長等に対して通知を行う場合の通知書	様式 A-05
第 21 条	保健所長に対して通知を行う場合の通知書	様式 A-06
第 22 条の 3	確認済証交付証明書	様式 A-07
第 35 条の 3	検査済証交付証明書	様式 A-08
第 42 条	消防長等に対して照会を行う場合の照会書	様式 A-10
第 43 条第 1 項	基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書	様式 A-11

(B) センターが提出を受けるもの

関係条文	様式の名称	様式番号
第 22 条の 3	確認済証交付証明申込書	様式 B-02
第 23 条第 1 項	確認申請取下げ届	様式 B-03
第 23 条第 3 項	工事取止め届	様式 B-04
第 24 条の 2 第 1 項、 第 2 項	建築主等変更届	様式 B-06
第 24 条の 2 第 3 項	工事監理者届	様式 B-07
第 24 条の 2 第 4 項	工事施工者届	様式 B-08
第 30 条第 1 項	中間検査申請取下げ届	様式 B-09
第 35 条の 2 第 1 項	完了検査追加説明書	様式 B-10
第 35 条の 3	検査済証交付証明申込書	様式 B-11
第 36 条第 1 項	完了検査申請取下げ届	様式 B-12
第 45 条第 1 項	仮使用認定申請取下げ届	様式 B-13